

定額減税しきれないと見込まれる人への給付金（調整給付）について

総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税義務者および配偶者を含めた扶養親族 1 人につき 4 万円の『定額減税』が実施されています。この定額減税をしきれないと見込まれる人には、当該定額減税をしきれない額を 1 万円単位に切り上げた『調整給付金』を支給します。

■支給対象者

次の 2 つの要件を満たす人が対象です。

- ①令和 6 年分所得税が課税される見込みの人、または、田布施町から令和 6 年度個人住民税所得割が課税されている人
- ②定額減税可能額が『令和 6 年分推計所得税額』または『令和 6 年度個人住民税所得割額』を上回る（減税しきれない）人

※納税義務者本人の合計所得金額が 1,805 万円を超える人は対象外です。

※本給付金は世帯単位ではなく納税義務者（個人）への支給です。

■支給の手続きについて

該当する人には、**9 月中旬**に調整給付に関する『確認書』を送付予定です。

※個人情報保護の観点から給付金支給の対象か否かについて、電話やメールなどによる個別での問い合わせには対応できません。

◇**提出期限** 10 月 31 日（木）※郵送提出の場合、当日消印有効

■調整給付金算出方法

◇所得税

$$\begin{array}{l} \text{定額減税可能額} \\ \text{【3 万円} \times \\ \text{（本人+扶養親族数）】} \end{array} - \begin{array}{l} \text{令和 6 年分} \\ \text{推計所得税額（減税前）} \end{array} = \begin{array}{l} \text{所得税分の減税しきれない額（①）} \\ \text{※この額がマイナスとなる場合は 0} \end{array}$$

◇個人住民税所得割

$$\begin{array}{l} \text{定額減税可能額} \\ \text{【1 万円} \times \\ \text{（本人+扶養親族数）】} \end{array} - \begin{array}{l} \text{令和 6 年度分} \\ \text{個人住民税所得割（減税前）} \end{array} = \begin{array}{l} \text{個人住民税所得割分の} \\ \text{減税しきれない額（②）} \\ \text{※この額がマイナスとなる場合は 0} \end{array}$$

◇調整給付金

$$\begin{array}{l} \text{所得税分の} \\ \text{減税しきれない額（①）} \end{array} + \begin{array}{l} \text{個人住民税所得割分の} \\ \text{減税しきれない額（②）} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整給付金の支給額（③）} \\ \text{※③を 1 万円単位で切り上げて算出} \end{array}$$

調整給付金算出方法について

- ・『扶養親族数』は同一生計配偶者と 16 歳未満扶養親族を含みます。国外居住者は対象外です。
- ・『令和 6 年分推計所得税額』は、令和 5 年分所得税額から推計して計算します。令和 6 年分所得税額が確定し、給付金額に不足が生じた場合は不足額を令和 7 年度に追加支給する予定です。

◇個人住民税所得割の定額減税額の確認方法

- ・給与からの特別徴収の場合
『令和 6 年度給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）』で確認できます。
- ・普通徴収（公的年金からの特別徴収を含む）の場合
『令和 6 年度町民税・県民税・森林環境税 納税通知書』で確認できます。

給付金を装った詐欺にご注意ください

田布施町や国が次のようなお願いすることは絶対にありません

- ・現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ・受給にあたり、手数料の振り込みを求めること
- ・メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること

被害にあわないために、怪しい電話がかかってきたら、家族や知人、警察に相談しましょう。



◇問合せ先

- ・調整給付金に関すること 田布施町定額減税調整給付金コールセンター ☎ 0570-022-095
- ・定額減税に関すること 税務課課税係 ☎ 52-5804

令和6年度に新たに『住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯』となった世帯（こども加算を含む）に対する給付金の申請書類の提出はお済みですか？

令和6年度に新たに住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯となった世帯（こども加算を含む）に対する給付金の申請書類（確認書または申請書）については7月3日に発送しています。提出期限が近づいています。

該当する場合は、提出漏れがないかご確認ください。

◇提出期限

9月30日（月）※郵送提出の場合は、当日消印有効

◇問合せ先

町民福祉課 新たな住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯に対する給付金担当窓口

☎ 25-3807

『年金生活者支援給付金制度』について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。新たに支給要件を満たす人に、日本年金機構から請求手続きの案内が9月初旬ごろに送付されますので、同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入し提出してください。

なお、令和5年度に年金生活者支援給付金を受給している人で、令和6年度も支給要件を満たす場合、手続きは原則不要となります。

■対象者

◇高齢基礎年金を受給している場合

- ・65歳以上
- ・同一世帯の全員が市町村民税非課税
- ・前年の年金収入金額とその他の所得額の合計が約88万円以下

※すべての要件を満たしている必要があります。

◇障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している場合

- ・前年の所得額が約472万円以下

■問合せ先

給付金専用ダイヤル（ナビダイヤル）

☎ 0570-05-4092

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省が、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。